

○宮崎県がん診療連携協議会規程

〔平成19年6月20日〕  
制 定

改正 平成20年10月15日 平成21年11月17日  
平成27年9月3日 平成28年10月17日  
平成30年2月27日

(設置)

第1条 がん診療連携拠点病院の整備に関する指針(平成26年1月10日厚生労働省健発第0110第7号)に基づき、宮崎大学医学部附属病院(以下「宮大病院」という。)に宮崎県がん診療連携協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域がん診療病院とがん診療連携拠点病院とのグループ指定に関すること。
- (2) 宮崎県内のがん診療実績等の共有に関すること。
- (3) 宮崎県におけるがん診療及び相談支援の提供に関すること。
- (4) 宮崎県における地域連携クリティカルパスの整備に関すること。
- (5) 宮崎県内の院内がん登録データの分析、評価等に関すること。
- (6) 宮崎県におけるがん医療に関する研修計画、診療支援医師の派遣調整に関すること。
- (7) 宮崎県内の医療機関における診療、緩和ケア外来、相談支援センター、セカンドオピニオン、患者サロン、患者支援団体、在宅医療等に関する情報共有及び情報提供に関すること。
- (8) その他宮崎県のがん対策推進計画等に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 宮大病院の病院長
- (2) 宮崎県の地域がん診療連携拠点病院の病院長
- (3) 宮崎県のがん診療指定病院の病院長
- (4) 宮崎県医師会長
- (5) 宮崎県歯科医師会長
- (6) 宮崎県福祉保健部長
- (7) 宮大病院のがん診療部長

- (8) 宮大病院のがん診療部副部長
- (9) 宮大病院の薬剤部長
- (10) 宮大病院の看護部長
- (11) 宮大病院の医療情報部長
- (12) その他宮大病院の病院長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第2項に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 協議会に議長を置き、宮大病院の病院長をもって充てる。

- 2 議長は、協議会を招集し、その議長となる。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、その代理者を会議に出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(専門部会)

第8条 協議会に、がん診療に関する専門的事項を処理するため、専門部会を置く。

- 2 専門部会の組織及び運営に関し、必要な事項は議長が別に定める。

(事務)

第9条 協議会の事務は、宮崎大学医学部医事課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 2 月 8 日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に委嘱される第 3 条第 2 項の委員の任期は、第 4 条の規程にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規程は、平成 20 年 10 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 11 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 9 月 3 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 17 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。